
プロジェクト **IASB 公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性（設例案）」への対応**

項目 **第 534 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 534 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 8 日開催）で聞かれた意見をまとめたものである。

ASBJ 事務局の設例に関する気付事項

（全般的な意見）

2. 事務局の提案内容に同意する。
3. 個別の IFRS 会計基準書で要求されていない情報を IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）第 31 項のようなキャッチオール的な定めを用いて開示を求めるのは行き過ぎではないかと思う。なお、同項は文言上、必ずしも財務諸表全体に及ぼす重要な影響がある場合と明記されていないが、同項の実務上の解釈では、財務諸表全体にとって重要なものに限られた適用となっている点をコメント案に反映することを検討いただきたい。
4. IAS 第 1 号第 31 項は、財務諸表全体にとって重要と判断するものであり、設例の中での参照方法は適切とはいえない。しかし、設例上、全体から見てこの領域が重要であると判断しているといった一文が追加されれば足りるというものでもないため、コメントをした場合にどのような対応がなされるのか懸念している。財務諸表に影響を与えないこと自体に重要性があるという考え方についても、実務記述書には記載があったと記憶しているが、必ずしも基準では明らかでないため、その点を補足することも検討いただきたい。
5. 概念フレームワークにおける財務諸表の目的に照らして分析している部分について、IASB の概念フレームワーク第 3.3 項では認識していない資産から生じるリスクについての情報提供が財務諸表の目的を達する手段の 1 つとして記載されているため、その点を認識したうえで将来の不確実性に関する情報についてどのように考えているかのコメント案を検討いただきたい。

（教育的資料について）

6. 利用者が期待するサステナビリティ情報が財務諸表内で開示されていないという懸念への対応の1つとして教育的資料の公表があると理解しているが、事務局の分析によると教育的資料に掲載すべき設例はほとんどないということか確認したい。また、教育的資料のアクセシビリティについて他の言語への翻訳についても提案する意図があるか確認したい。
7. 教育的資料とする主な理由は、一部の設例が基準解釈の拡大につながる可能性があるためと理解している。解釈については基準の修正で対処すべきという考え方もありえる中で、ASBJ が教育的資料を選好している意図がもう少し明確に伝わるようにコメント案を作成してはどうか。もしくは現行の基準は十分であるという前提には賛成している点を補足することもよいのではと考える。

(個別の設例について)

8. 信用リスクの開示の設例6について開示の改善の効果は限定的と分析されているが、IASBに対する反対意見として主張することになるのか確認したい。
9. 信用リスクの開示の設例6について極めてニッチな状況を対象としており、当該設例の有益性に疑問がある。開示の改善の効果は限定的であることは同意するが、設例としての必要性が乏しいという少し強めのトーンで表現することを検討いただきたい。
10. 信用リスクの開示の設例6以外の減損を取り扱う設例3及び設例4並びに引当金の設例7等も非常に限定的な状況を取り扱っているように思われるため、設例6に関する開示の改善の効果が限定的であるとの分析は、設例全般に対する記載となるようコメント案を検討いただきたい。

以 上